

政府税制調査会 第2回スタディグループ 報告レジュメ

スウェーデンの税制と納税環境

八塩裕之(京都産業大学)

- スウェーデンの税制の概要を報告する
 - 1 税制の概要(高負担の実態)
 - 2 歳出の概要
 - 3 納税者番号による管理 と 税と社会保険料の徴収一元化
 - 4 国と地方のすみ分け

1 税制の概要(高負担の実態)

● 国・地方の税収構造(2006年)

税収の対GDP比(2006年)

① 税収(保険料含む)の対GDP比
約50%にも及ぶ。

労働課税	29.6%	勤労所得税(国)	1.4%
		税額控除(国)	-2.8%
		勤労所得税(地方)	15.7%
		本人・雇用主の社会保険料	15.3%

② 労働・消費課税が中心。
地方の勤労所得税と社会保険料が大きく、次にVAT。

資本課税	6.6%	法人税(国)	3.4%
		他(国)	3.2%
消費課税	13.0%	VAT(国)	9.2%
		他(国)	3.8%

③ 国税収入のメインはVATや法人税。国の勤労所得税収は税額控除も含めるとマイナス。

合計	49.1%	合計	49.1%
----	-------	----	-------

• 勤労所得税の特徴

- 1、極めて広い課税ベース(所得控除は基礎控除のみ)
- 2、勤労所得税は、基本的に地方税(比例税、税率は県・市合計で30%程度)。
- 3、国の勤労所得税は、一定以上の所得への課税(20~25%)
+ 中・低所得者への税額控除。
(税額控除まで含めると、国の勤労所得税収はマイナス)

- 社会保険料負担

- 1、雇用主は支払い給与に対し32%の保険料負担
ただし、18~24歳の労働者を雇用した場合、21%に軽減
(⇒雇用促進が目的)
- 2、本人は受取給与に対し7%の年金保険料負担

- スウェーデンの税額控除の特徴

- 1、中・低所得者の年金保険料・地方税の負担軽減が目的。税額控除で、保険料・地方税含めた全体の負担を一体調整。
(保険料・地方税は低所得者もすべて支払うこととして、その財政に穴をあけない。ただし、国がその分の負担を軽減する。詳細は次のスライド。)
- 2、アメリカのEITCのような、現金の直接給付ではない。(スウェーデンは、直接給付は歳出(手当)で対応)

勤労所得に対する課税の実際。以下の負担を一括で納税する
 (単位% 単身者のケース。社会保険料雇用主負担分は省略)

	勤労所得20万クローネのケース		勤労所得50万クローネのケース	
	勤労所得に対する比率 (単位: %)	備考	勤労所得に対する比率 (単位: %)	備考
勤労所得	100	200000クローネ	100	500000クローネ
勤労所得税 (国税) (税額控除前) <A>	0.00	税率ゼロのブラケット適用。	6.97	課税所得316700クローネ以上に対し累進税率(20%と25%)適用
勤労所得税 (地方税) 	27.78	税率は自治体で違う。平均値31.55%を使用。勤労所得から基礎控除をひいた課税所得に適用	30.80	税率は自治体で違う。平均値31.55%を使用。勤労所得から基礎控除をひいた課税所得に適用
社会保険料 <C>	7.00	年金保険料7%	5.18	年金保険料7%。 ただし、上限額25900クローネ。
負担率計 (税額控除前) <D>=<A>++<C>	34.78		42.95	
税額控除 (国税) <E>	-10.75	税額控除内訳 年金保険料7%分 -7% In-Work Benefit(EITC) -3.75%	-7.42	税額控除内訳 年金保険料 -5.18% In-Work Benefit(EITC) -2.24%
最終負担率 (税額控除後) <F>=<D>-<E>	24.03		35.53	

なお、OECDによると、スウェーデンの平均勤労所得は337415クローネ。
 上表は Swedish Tax Agency(2007)をもとに作成。

• その他の主要な税 (いずれも国税)

VAT 税率25%、軽減税率を適用
(食料・ホテルは12%、
新聞・書籍電車・バスは6%)

法人税 税率28%

資本所得税 勤労所得税と分離して課税(いわゆる二元所得
税)。資本所得をすべて合算した上で、税率30
%適用

2 歳出の概要

- ・ 歳出の内訳(国・地方・年金の合計、全体で100%)

消費 51% 教育・社会福祉(介護・児童など)・医療で全体の70%をしめる

移転 44% 年金、失業・休業等への手当など

投資 5%

3 納税者番号による管理 と 税と社会保険料 の徴収一元化

納税者番号が生活に深く入り込んでおり、税・保険料の徴収、
手当の支給に欠かせないものとなっている。

- 出生時に、全国民に納税者番号を基番。銀行口座開設やクレジットカード決済、医療受診など、あらゆる場面で必要。
- 職場や銀行が所得情報(勤労所得と資本所得)を課税庁に送付。それをもとに、課税庁が各納税者の納税申告書を自ら作成し、納税者に送付。納税者はチェック(必要に応じて訂正)して返送。

- 納税申告書には勤労所得税額(国・地方)、年金保険料負担額、資本所得税額が記載(源泉徴収された額や税額控除額も記載)。

納税者はそれらの総額を、一括で課税庁に納付。

- その後、課税庁は、納付された税収を国・地方自治体・年金基金に分配。その際、納税者番号が活用される。
(NDC方式の年金であることや、地方自治体ごとに勤労所得税率が異なること、などのため納番での管理が必要)。
- 納税者番号は税だけでなく、手当の支払いや医療費の管理にも活用。

4 国と地方のすみ分け

- 地方自治体の業務分担は比較的明確
県(ランディング) 医療サービス
市(コミューン) 社会福祉(介護・児童など)・教育等
- 地方自治体の税源は勤労所得税のみ。
所得控除は基礎控除のみ、年金所得等もすべて課税所得算入。その結果、大半の住民が自治体に税を支払う。
- 税率は自治体が自ら決定。平均で県が10.8%、市が20.8%、合計で31.6%

- 自治体間の財政調整はなされるが、役割は限定的（自治体の全収入の15%程度）。
- 勤労所得税の課税ベースを広く取ることで、多額の税収を安定的に確保でき、税収偏在も小さくなる。